

令和2年度 第10回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年3月30日(火)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 2 年度第 1 0 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事へ入る前に、本日の資料について事務局のほうから確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】本日、コロナの案件もございまして、予備の日程ではございますけれども、開催をさせていただきました。ご参加いただきまして本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

事前にお送りをした資料でございますけれども、本日の案件 3 件分、資料 4 7 から資料 4 9 までの 3 件の資料、そして情報セキュリティアドバイザー意見一覧、こちらをお送りさせていただいております。また、先日郵送させていただいた資料と同じものになりますけれども、令和 3 年度の新宿区情報公開・個人情報保護審議会の年間日程表を机上配付させていただいております。それぞれの資料については、説明者のほうから使用する資料をご確認させていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは議題に入りますけれども、説明される方は資料の要点を説明した上で、必要に応じて補足を加えるようにお願いいたします。

まず、資料 4 7 「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る外部結合について」であります。それでは説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。どうぞ。

【ワクチン体制整備担当副参事】ワクチン体制整備担当副参事です。では、最初に資料の確認をさせていただきたいと思えます。資料 4 7、こちらのほうの調査票につきましては、1 ページから 2 6 ページになってございます。その後ろに A 4 の横で資料 4 7-1-1、こちらは全体図でございます。資料 4 7-1-2、こちらは、その全体図の中でも個人情報の流れに着目いたしまして、本日の報告事項についての整理をしたものでございます。資料 4 7-2、こちらがワクチン接種記録システムとの外部結合に係る図でございます。資料 4 7-3、こちらが接種券等の作成、印刷及び封入封緘業務に係るものでございます。資料 4 7-4、こちらが集団接種会場での接種についての予約管理、あるいはコールセンターの運營業務に係るものでございます。資料 4 7-5、こちらが個別の接種会場につきましては個人情報の流れというところでございます。あと、参考といたしまして、資料 4 7-1 ということで、やむを得ない事情

があつての住民票所在地以外でワクチンを受ける対象者についてまとめた資料でございます。

資料のほうは以上でございます。

【会 長】どうぞ説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】では、資料47に沿ってご説明させていただきます。2ページをご覧ください。事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。担当課は保険予防課でございます。

目的は、新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、新型コロナウイルスワクチン接種の実施、その他、必要な処置を講じることにより、区民の健康保持に寄与するものでございます。

対象者は新宿区民でございます。ただし、新宿区に住民登録がないが、新宿区に長期入院している方等につきましては、やむを得ない事情があるとして新宿区が接種を行います。

事業の内容で、1番の概要でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、国や予防接種法の改正等を行い、ワクチン接種については、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により各市区町村において実施するとしています。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱であり、全国一律で迅速に行うものでございます。新宿区におきましても、国が示す「ワクチン接種の実施に係る手引き」、こちらは第一号法定受託業務の事務処理基準でございますが、こちら等に基づきまして、ワクチンの供給状況を勘案しながら、国が示すスケジュールに沿って段階的に対象者に接種券を送付し、福祉施設等の集団接種会場や医療機関でワクチンの接種を実施する予定でございます。

本事業の実施にあたりましては、国が構築するシステムの外部結合、区のシステムの改修、業務委託を行うことで、規模の大きい事業を円滑かつ確実に実施していくところでございます。

2番の事業の全体の流れでございますが、(1)対象者情報を国のシステム(ワクチン接種記録システム)に登録をいたします。(2)接種券・予診票・案内文、接種券等の作成、印刷、封入封緘。(3)段階的に対象者へ接種券等を送付いたします。(4)ワクチン接種の予約受付。こちらはコールセンターに電話、あるいはインターネットで予約受付をいたします。(5)集団接種会場の設営・運営。(6)ワクチン接種の実施。(7)接種結果の登録というところでございます。

3、ワクチン接種の優先順位でございますが、こちらは(1)の医療従事者等はじめ、記載

のとおりでございます。

4、本審議会における付議内容でございますが、(1) ワクチン接種記録システムとの外部結合。(2) ホストコンピュータの改修。(3) 保健情報システムの改修。(4) 保健情報システムの改修等の業務委託。(5) 接種券等の作成、印刷、封入封緘業務及びコールセンター運営等業務を委託。(6) 接種券等作成・印刷・封入封緘業務を再委託。(7) コールセンター運営。問合せ対応、集団接種の予約管理の業務の再委託。(8) ワクチンの接種等業務委託でございます。

5の接種対象者の規模でございますが、区の提示するものといたしまして、(2) 65歳以上の高齢者が約6万8,000人。その他の対象者につきましては約23万5,000人というところでございます。資料のこちらのほうにつきましては以上でございます。

では、資料47-1-1をご覧ください。こちら、左から、保健情報システムの情報をホストコンピュータに抽出をいたしまして、こちらでマイナンバーとひもづけをいたしまして、LWAN回線を通じまして、先ほどの国のワクチン接種記録システム、こちら、資料の一番右側の上でございますが、こちらと結合をいたします。こちらにつきましては、最終的にそれぞれの接種を行ったところから接種記録をこちらに登録をしていくというふうな形になります。

次にまた左のほうにお戻りいただきまして、こちらで対象者を、抽出しまして、真ん中に委託先JTBというのがございます。こちらで全体の統括業務を行ってまいります。

真ん中に予約管理システムというのがございまして、区から対象者のデータをこちらに送ります。今回、委託の枠組みといたしましては、こちらで接種券の発送と、それから接種券を発送したというもののデータ、対象者情報を予約情報システムに載せる。それから予約等につきましてコールセンターで受けるというところで、こちらのチームが一体となって構築する必要があります。

また、1回接種券の発送をしてしまうと全てが終わりということではございませんで、何回かに分けて接種券を発送するというところで、そちらのタイミングにつきましても、できるだけきちんと連携をとっていくというところでございまして、再委託というふうな形で構築したものでございます。

接種券の発送につきましては、再委託先1、大日本印刷株式会社。こちらで接種券等の作成、印刷及び封入封緘をいたしまして、接種券等の発送を行っていくと。また、再委託先2、株式会社WOWOWコミュニケーションズというところで、こちらがコールセンターの運営を引き受けます。こちらのコールセンターで、集団接種の予約管理を行うというところでございますので、こちらで対象者の情報について予約管理システムを見に行くというところでございます。

こちらの資料の右の下側にございますが、委託先の2というところで、「医療機関」「ワクチンの接種」というところがございます。こちらにつきましては、個別の診療所でのワクチン接種の場合と、それから集団接種会場での医療機関の接種というふうにございますが、こちらにつきましては、接種結果の登録をするというところでございまして、こちらに記載してございます。

その左隣に委託先が空欄のところのございまして、「集団接種会場の運営」「接種結果の登録」というところがございます。こちらはどんな規模で委託をして実施するか、現在検討中のございまして、そちらが決まり次第、またこちらの審議会にかけさせていただきたいというふうに考えてございます。

資料47-2をご覧ください。こちらが「ワクチン接種記録システムとの外部結合に係る個人情報の流れ」でございます。まず、左側の一番上に「保健情報システム」というのがございます。こちらから対象者の情報を抽出いたしまして、情報システムにございますホストコンピュータでマイナンバーをつけまして、こちらからLGWAN回線を通じて、接種記録DBという資料の右側にございますのが、こちらに情報を送るという形になります。

また、接種記録につきましては、最終的に保健情報システムに返していくというところでございますので、⑤、下側の紫の線でございますが、こちらによって接種券の結果のダウンロードというところで、こちらで保健情報システムへ返していくという流れになってございます。

続きまして資料47-3「接種券等の作成、印刷及び封入封緘業務に係る個人情報の流れ」でございます。②にございますように、対象者情報のマイナンバーなしのものを大日本印刷に提供いたします。こちらはオンライン等の結合ではなくて、DVD-R等の媒体に記録させて、大日本印刷に渡すというものでございます。こちらを使いまして、接種券等の印刷、それから接種券等の封入封緘を行って、最終的には事務局に持ち込む前までのところの作業を担うというところでございます。

資料47-4でございます。こちらは予約管理を含めたコールセンターの運營業務に係るものでございます。先ほど申し上げました予約管理システム、こちらに接種券を発送したものの情報が記録されてございます。こちらをもとに、左側にありますように、区民がパソコンやスマートフォン、あるいはその下にありますように電話での予約というところで、こちらの対応ができるように整備をしております。

コールセンターでこちらの予約を受けますとともに、その内容を、パソコン、スマートフォンの場合につきましては予約完了メールで返すとともに、電話の場合については、予約日時、

それから問合せの回答等をコールセンターから行うという形でございます。

続きまして資料47-5でございます。こちらは、個別接種会場、医療機関の場合の個人情報の流れでございます。ただし、個別のクリニック等での接種につきましては、現在、各医療機関と調整を行っているところでございまして、まだいつからとは申し上げられないのですが、医療機関で実施するという事になった場合につきましては、こちらにございますように、①で接種券と予診票を持参して、医療機関に行っていただくと。本人確認とそれから予診の確認をしておいて、ワクチン接種をするというところでございます。その接種結果につきましては、国から配布されますタブレット等で接種券を読み取って、ワクチン接種記録システムに登録します。

また、⑦のところがございますように、予診票の提出、ちょうど図の下のところでございますが、こちらにつきましては、予診票は新宿区に提出をするという形になってございます。

こちらの資料につきましては以上でございまして、申し訳ございませんが、調査票の4ページにお戻りいただきたいと思っております。「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る外部結合について」でございます。保有課は保健予防課、登録業務の名称は予防接種でございます。

結合される情報項目でございますが、宛名番号、氏名、生年月日、性別、転出／死亡フラグ、マイナンバー、自治体コード、接種券番項、接種状況、接種回、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号でございます。

こちら、結合する相手方でございますが、国でございます。

結合する理由といたしましては、現行の予防接種業務において、自治体ごとに保有する予防接種台帳、新宿区は保健情報システムで情報管理をしてございますが、こちらにつきましては、先ほど最後の図でご覧いただいたように、予診票を区に送る形で初めて登録するというのが一般的な流れなのですが、そちらですと、郵送等で、あるいは医療機関の発送等の状況によりまして、接種から登録されるまで、タイムラグが生じるというところでございます。

また、当初、薬事承認されていますワクチンがファイザーということで、約3週間をあけて2回接種しなければいけないというふうなところもございまして、接種の登録がリアルタイム性を求められるというところでございます。こういったところから、こちらのワクチンの接種記録システムに登録をすることが必要であるというところでございます。

結合の形態でございますけれども、国のサーバと区のファイルサーバとの間をLGWANで結合し、情報の受発信を行うということでございます。

また、集団接種会場または医療機関で接種結果を登録する際は、国が配布する専用タブレッ

トを使用し、こちらにつきましてはインターネット回線を経由して登録を行うというところがございます。

結合の開始時期と期間でございますが、令和3年4月で、それ以降も同様でございます。

個人情報保護対策でございますけれども、国における情報保護対策、そちらから区におけるセキュリティ対策というところで、個人情報条例、それから新宿区のセキュリティポリシーの遵守等、記載にあるとおりの保護を徹底していきたいと考えてございます。

次に、6ページでございます。「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るホストコンピュータの改修について」でございます。こちら、保有課、保健予防課、登録業務の名称、予防接種事業でございます。

記録される情報項目でございますが、宛名番号、氏名、生年月日、性別、転出／死亡フラグ、マイナンバー、接種券番号でございます。記録するコンピュータはホストコンピュータで、情報システム課の管理するものでございます。

こちら、コロナワクチンの個人単位の接種状況を管理するワクチン接種記録システムを国が構築し、各自治体は「ワクチン接種の実施に係る手引き」等に基づきまして、同システムと対象者情報及び接種結果を連携する必要があるというところがございます。予防接種事務の管理を行っている保健情報システムにプラスする項目のほかに、ホストコンピュータのみで保有するマイナンバーを連携する必要があるため、変更を行うというものでございます。

新規開発・追加・変更の内容でございますが、保健情報システムから取得されたファイルをホストコンピュータに取り込み、同ファイルの宛名番号をもとにマイナンバーDBを検索し、同ファイルにマイナンバーを記録するというものでございます。新規開発・追加・変更の時期につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7ページでございます。「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る保健情報システムの改修について」でございます。保有課は保健予防課、登録業務の名称は保健情報システムでございます。

記録される情報項目でございますが、宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、転出／死亡フラグ、接種券番号、接種状況、接種回、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、それからロット番号でございます。記録するコンピュータは保健情報システムでございます。

こちらのほうにつきましても、理由といたしましては先ほどと同様でございます。

新規開発・追加・変更の理由でございますが、新型コロナウイルスワクチンに係るデータの

項目の追加、対象者のデータ抽出機能の追加、ワクチン接種記録システムに係る連携機能の追加、業務接種券バーコード対応の機能強化でございます。

運用上の対策でございますが、1、区と委託先との契約書には「特記事項(別紙1)」を付し、新宿区個人情報条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させるというところでございます。以下の保護対策につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページの「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る保健情報システムの改修業務等の委託について」でございます。こちら、保有課につきまして、健康づくり課となっておりますが、保健予防課でございます。大変申し訳ございません。登録業務の名称は保健情報システムで、改修等の委託先でございますが、株式会社両備システムズでございます。

委託に伴い事業者処理される情報項目につきましては、先ほどの保健情報システムの改修の項目と同じでございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、電磁的媒体、保健情報システムでございます。

委託の理由といたしましては、上記委託先は本システムの開発事業者であり、システムの改修業務を安全かつ効率的に行うことができるというところでございます。

委託の内容につきましても、先ほどご説明したとおりでございます。

委託の開始時期及び期限につきましては、令和3年2月8日から令和3年3月31日までというところでございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、運用上の対策といたしまして、1、区と委託先との契約書に特記事項を付し、新宿区個人情報条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。以下、こちらのほうに記載のとおり保護対策を講じるというところでございます。

また、委託事業者に行わせる情報保護対策といたしまして、運用上の対策のところがございますように、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。あるいは、システム更新作業は区の内部に設置のサーバで行い、データの持ち出し等は行わせない。以下、記載のとおり対策を講じるというところでございます。

ページの11ページでございます。「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種券等の作成・印刷・封入封緘及びコールセンター運営等業務の委託」でございます。こちら、保有課は保健予防課、登録業務の名称は予防接種でございます。委託先は株式会社JTBでございます。



委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、本事業の対象者に係る情報項目といたしまして、氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、転出／死亡フラグ、接種券番号、接種状況、接種回、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号、電話番号、メールアドレス、接種予約日時、接種予約会場でございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、紙及び電磁的媒体でございます。

委託の理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、対象者が多いため、区で接種券等の作成・印刷・封入封緘業務、区民からの問合せへの対応や、集団接種会場での予約管理業務を行うことが困難。そこで、これらの業務の全体統括業務を事業者委託し、区と連携しながら、事業全体の進捗状況の把握や進行管理を行うことで、事業を円滑かつ効率的に実施するものでございます。

委託の内容でございますが、1、全体統括業務、2、予約管理システムの管理運用、3、接種券等の作成、印刷及び封入封緘、4、コールセンターの運営等。上記の3と4の業務については、再委託をするものでございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、令和3年1月27日から令和4年3月31日までの予定でございます。個人情報の取扱いにつきましては、本審議会の終了以降、契約させるものでございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策といたしましては、区と委託先との間の契約書には特記事項の別紙2及び3を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報条例の遵守義務について明記をするものでございます。

また、2番の契約履行の間、特記事項（別紙2）、18に基づき、区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項（別紙2）の17に基づき、速やかに状況報告させる指導をするものでございます。その他の個人情報対策につきましては、記載のとおりでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましても、先ほどの特記事項に基づいての立入り調査と状況報告、それから2番といたしまして、区が作成し、共有した業務フローに基づき業務を行う。取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させるなど、記載のとおり情報保護対策を講じるものでございます。

14ページをご覧ください。こちら、「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種券等の作成・印刷・封入封緘業務の再委託」でございます。こちら、保有課は保険予防課、登録業務の名称は予防接種。委託先、再委託先でございますが、委託先は株式会社JTB、再委託先は大日本印刷株式会社でございます。

再委託に伴い事業者処理させる情報項目といたしましては、氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、接種券番号でございます。

処理させる情報項目の媒体でございますが、電磁的媒体でございます。

再委託の理由といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、対象者が多く、業務も多岐にわたるため、接種券等作成・印字・封入封緘業務については、ノウハウを有する業者に再委託することで、事業を円滑かつ効率的に実施するものでございます。

再委託の開始時期及び期限でございますが、令和3年1月27日から令和4年3月31日までの予定でございます。個人情報の取扱いにつきましては、本審議会終了以降に取扱いをさせるというものでございます。

再委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、1、委託先を介しまして随時調査を行い、個人情報の管理、同時に保管状況を確認いたします。

2、事故が発生した場合、また、生じる恐れがあることを知った場合には、速やかに委託先に報告し、委託先を介した区の指示に従うよう指導するものでございます。

委託先（再委託先）に行わせる情報保護対策でございますが、契約履行の間、特記事項（別紙2）の18に基づきまして立入り調査等を実施するとともに、特記事項（別紙2）、17に基づき速やかに状況報告をさせます。

2、区が作成し、共有した業務フローに基づき業務を行わせる。また、3にございますように、取扱責任者、取扱者の名簿は、委託先を介して提出をさせるものでございます。以下、記載にありますような個人情報保護対策を講ずるものでございます。

資料の16ページをお開きください。「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター運営等業務の再委託」でございます。保有課は保健予防課、登録業務の名称は予防接種でございます。

委託先、（再委託先）でございますが、委託先は株式会社JTB、再委託先は株式会社WOWOWコミュニケーションズでございます。

再委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、転出／死亡フラグ、接種券番号、接種状況、接種回、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号、電話番号、メールアドレス、接種予約日時、接種予約会場でございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、電磁的媒体、再委託先のパソコン及び予約管理システムでございます。

再委託の理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、対象者が数多く、業務が多岐にわたるため、コールセンター運営、問合せ対応であったり、集団接種の予約管理の業務につきましては、ノウハウを有する業者者に再委託をすることで、事業を円滑かつ効率的に実施するものでございます。

再委託の内容といたしましては、コールセンターの運営でございます。

再委託の開始時期及び期限でございます。令和3年1月27日から令和4年3月31日までの予定でございます。個人情報の取扱いにつきましては、本審議会の了承日以降でございます。

委託、再委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、1、委託先を介し随時調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認いたします。

2、事故が発生した場合、生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託先に報告し、委託先を介した区の指示に従うよう指導するものでございます。

委託先(再委託先)に行わせる情報保護対策でございますが、運用上の対策といたしまして、1、契約履行の間、特記事項(別紙2)、18に基づき立入り調査を実施するとともに、特記事項(別紙2)、17に基づき速やかに状況報告をさせます。また、区が作成し共有した業務フローに基づき業務を行わせます。

3、取扱責任者及び取扱者の名簿を、委託先を介して提出させるものでございます。以下、記載の個人情報保護対策を講ずるものでございます。

18ページをお開きください。新型「新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るワクチン接種等業務の委託について」でございます。保有課といたしましては保健予防課、登録業務の名称といたしましては予防接種。委託先につきましては、1、集合代理契約による受託医療機関でございます。

区は東京都に委任をし、東京都は全国知事会に再委任をし、全国知事会が上記委託先の取りまとめを行う日本医師会と集合代理契約を行うものでございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、ワクチン接種を希望する対象者に係る情報項目といたしまして、氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、接種券番号、接種状況、接種回、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号、予診での回答内容でございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、紙及び電磁的媒体でございます。

委託の理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種流通業務の効率化及び事務負担を軽減する観点から、国は全国の実施機関、医療機関の取りまとめである日

本医師会と、全国の自治体の取りまとめ機関である全国知事会との間で集合代理契約を締結することといたします。区は取りまとめ機関である東京都知事に委任をし、東京都知事は全国知事会へ再委任を行いまして、全国一律で行う本事業を円滑かつ効率的に行うものでございます。

委託の内容でございますが、医療機関・集団接種会場でのワクチン接種。2番といたしまして、接種結果の記録でございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、令和3年2月12日から令和4年3月31日まで。こちらにつきましては、別段の意思表示がないときは、1年間の更新という形になっております。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、事故が発生した場合、また、生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに区に報告し、区の指示に従うよう指導いたします。また、区職員が必要に応じて委託先に立入り検査を行い、個人情報の管理、保管状況の確認を行うものでございます。以下、記載のと通りの保護を講ずるものでございます。

また、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、1、受託事業者である実施機関（医療機関、健診機関）には、集合代理契約として締結される委託契約書に付される個人情報取扱注意事項（別紙4）を遵守させるものでございます。こちらにつきましては、保護対策について国から統一的な対策が示されており、区独自の特記事項は付さない内容になります。

2番といたしまして、区と直接契約を締結する医療機関につきましては、特記事項（別紙1）を付すというものでございます。

接種結果の登録にあたりましては、国から配布された専用タブレットを使用させるというものでございます。以下、記載のと通りの個人情報保護対策を講ずるものでございます。

20ページ以降につきましては、特記事項ということで、区と再委託を行わない委託先ということで、両備システムズ、それから、直接契約を締結する医療機関との間に契約を付す事項が20、21ページでございます。22ページからにつきましては、区と再委託を行う委託先、JTBとの間の契約書を付す特記事項というところでございます。こちらが22、23ページでございます。24ページ、25ページが、こちら、区と再委託を行う委託先でございまして、それからWOWOWコミュニケーションズ、それから大日本印刷との契約書に付す特記事項でございます。最後に26ページでございますが、こちらが集合代理契約による国から統一のものが示されているものでございまして、そのうちの抜粋で、受託医療機関に付す個人情報取扱注意事項でございます。

簡単でございますが、説明のほうは以上でございます。

【会 長】事務局から、セキュリティアドバイザーのご意見を報告してください。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧をご覧ください。1行目になります。アドバイザーからは、接種結果の登録については、国が配布するタブレットを使用して行うことになるが、医療機関でのタブレットやノートパソコンの紛失・盗難事故の実例、こちらが増えているということで、そのため、使用台帳による管理を行うとともに、使用時以外は鍵付きキャビネットに保管するなどの対策を講じるということ意見がされました。

それに対応しての担当課の回答ですけれども、国の配布するタブレットについては、区において配布場所、配布数などの管理、使用状況の監督を行うとともに、各集団接種会場及び各医療機関においても、仕様台帳による管理を行わせます。また、使用時以外は鍵付きキャビネットに保管をさせます。万が一、紛失・盗難事故が発生した際は、国が設置するヘルプデスクに連絡をし、位置情報の確認、リモートロックの対応をとるということを確認してございます。

以上です。

【会 長】それでは、ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】かなり急ぎでやらなければならないということで、いろいろとご苦労されていると思います。たくさんの情報のやり取りがある中で、最初に、LGWAN回線を通じて国に対して対象者の情報を提供すると。これが内閣官房の持っているワクチン接種記録システムのほうで管理をされるということになっていて、LGWAN回線を通じるということは、これは安全なんだろうと。その一方で、接種の結果についての方法ですね。これはインターネットを通じて医療機関であるとか接種会場の委託先から提供されるということについて、こちらのほうの安全性というのはどうなのだろうというのが1つですね。

それからもう1つ、国のほうでこの接種に関する情報が集約された後、この情報の利用について、国はどのようなことを考えているのか。場合によっては第三者提供をしながら、いろいろな分析に使うということもあり得る情報なのか。あるいは、自己情報もこういったところから持っていくことになるのか。そのあたりについて、国のほうから何か聞いていることはありますでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】接種結果の登録につきましてのセキュリティの確保というところでございますが、まずは国から配布された専用タブレットを使うというところでございまして、それ以外のものは認めないというところでございます。また、通信につきましては、同化するというところで、セキュリティを担保するもの。それから、登録以外の業務につきまし

ては、基本的にできない形になっているというところでございます。

2点目の接種記録システムのほうに集まった情報なんですけれども、基本的には、こちらのほうは、自治体間で転入等、住所を移動した場合の接種記録の確認というものを行うものが目的でございますので、国につきましては、こちらのほうから統計的なデータを吸い上げて、それを活用するという話は聞いてございますが、個人情報そのものを取り扱うということは、考えていないというふうに聞いてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。そういうことであれば、特にその点について気にする必要はないのかなと思います。

それから、次に委託先のJTBさんのほうで、様々な対象者情報について、予約管理システムを使って管理をされると。これ、レンタルサーバを設置するというふうになっているのですが、このレンタルサーバのセキュリティについては、どういった説明を受けているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】こちらのほうにつきましては、それぞれ、きちんとセキュリティも、プライバシーマーク等を取得している会社であること、それから、レンタルサーバということですので、一般的に当然とるべき措置につきましては講じているというところがございます。実際のところ、確認している事項につきましては以上のことでございますので、今回ご意見いただきまして、そこら辺につきましては、個人情報保護対策がなされているかどうか、改めて確認をしていきたいと考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。特に、最近LINEなんかも、サーバがどこにあるのかということによっては、違うところに情報が吸い上げられてしまうといった問題もあるらしいということも発見したので、注意していただければと思います。

それと、JTBに関しては、接種の送付状況というものを、これは大日本印刷のほうから受け取って、取り扱うことになると思うんですね。WOWOWコミュニケーションズについても同様で、要するに、接種をする、接種券が送付された方かどうかということも含めて対応しなければいけなくなってくるので、資料47の11ページに書かれている情報項目には、摂取の送付状況というものも取扱事項として入れておくべきかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 こちら、図の中にこういった形で、発送の送付状況という形で入れたんですけれども、入れた後に、検討していく中で、対象者の区分、例えば、この時期にはこの対象者しか発送しないということですので、項目といたしましては、接種情報は持たずに、この区分の人について発送しましたということの情報だけを、別のところでやり取りするという形にしましたので、こちらのほうで個人情報のやり取りはないというところでございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 それから、先ほどレンタルサーバの問題、確認されるということなんですけれども、その点について、受託事業者に行わせる情報保護対策ということで、「建物、マシン室、データ媒体保管庫への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる」、これ、運用上の対策の5番に書かれているんですが、レンタルサーバについて、JTBのほうがかちんと建物等を管理する権限を持っていると思うんですね。そのあたりはどのように対策されていて、JTBに確認できた内容を知りたいということと、同じところで、システム上の対策の1番で「インターネットから分離するなどの保護対策」というんですが、結局、この予約管理システムに対しては、大日本印刷とWOWOWコミュニケーションズ、また、JTB自身も多分インターネットを介して接続するわけなので、インターネットから分離をされているというふうに見ているのかということ。

それから3つ目に、大日本印刷であるとかWOWOWコミュニケーションズ、それからJTB、こういうところが、インターネットを介してこの予約管理システムにアクセスする際に使用するコンピュータ、それがインターネットに接続されているほかのインターネットとつながるようなものになっている場合には、そういったコンピュータを通じたセキュリティ対策もあると思うんですけど、このあたりについては、どのように確認されていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 まず、1点目の建物、それから入退室の権限につきましては、こちらのほうは、JTBのほうに、改めてどういう契約をしているかということで確認していきたいと考えてございます。

また、インターネットからの接続につきまして、こちらは、必要なやり取りをするインターネット回線のほかに、別なところから入ってくるインターネット回線とは分離するという意味でございます。そのほかのインターネット回線につきしても、やはり同じように、専用回線と

ということではないんですけれども、きちんとアクセスできるというか、その領域の部分とインターネット回線につきましては、きちんと対応するような形で考えてございます。

【会長】ちょっと待ってください。この委託先のJTBと再委託先2社ですけれども、これは新宿区だけが契約する相手なんですか。それとも東京都全体とか、「いや、全国的にもうほとんどここです」と。ここの委託先はどういう会社でしょうか。ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】こちらのほうの委託先につきまして、幾つかの自治体がこちらのJTBと契約をしているという話は聞いてございます。そちらの各領域、サーバとのパソコン等の領域の中で、きちんと区分をして、情報が混じらないよう業務を行うということで確認はとっているところでございます。

また、東京都全体がこちらのほうに委託をするのか、そういったことは、今のところはないというふうに考えてございます。

【会長】別に国から推奨された業者ではないんですか。どういう選択をしたのですか。

【ワクチン体制整備担当副参事】こちらの業者につきまして、国から何かこういうふうな枠組みでやったらどうかとか、そういう話があったわけではないんですが、こちらの幾つかの委託を行う業者から、例えばこの接種券の発送であったり、コールセンターの運営であったり、そういったところでいろいろな提案はいただいたところなんですけれども、やはり時間のない中でこういったものを構築していくというところで、区の意向であったり、そういったものを柔軟に取り入れてもらえるところ。もちろん個人情報対策もしっかりととれるところというところで、JTBのほうを選択したというところでございます。

【会長】JTBって、昔、日本交通とか、交通公社か、JTBといったような記憶がある。これ、何の略ですか。それともどこなんですか。

【保健予防課】旅行会社ではあるんですけれども、旅行会社が、今回のコロナ禍等の中でやはりいろいろな業務をしていかなければというところで、その中で選んだのがこちらの業務なんですけれども、もともと旅行会社ですので、コールセンターのそういった仕組み自体はしっかりしていると。また、様々な接種券に対応するような旅行の券であったり、そういったものを発送するノウハウもしっかり持っているというところでございまして、そういったところから、こちらのほうの業者に委託をしたというところでございます。

【会長】私の言った昔の日本交通公社というやつのことですか。それが発展して、今こういう会社になっているのですか。

【ワクチン体制整備担当副参事】恐らく。



【会 長】 だろうという。分かりました。三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】 続けます。コンピュータからのインターネット接続については、先ほどご説明いただいたように、国のほうとの関係では、専用タブレットを使って流出がないようにすると言っている一方で、ほぼこれに近い情報を取り扱っているこちらの委託先の業務に関しては、ある程度縛りが無いというのは、若干不安があると思うんですね。先ほど、ほかの自治体も同じところに委託をしているようだけれども、そこでの混合はないようにするというふうに聞いているということですが、そこはどうなっているのか。そこもやはり新宿区の業務に特化した端末のものをしっかり設けていただいて、それは医療機関であるとか、集団接種会場で使うタブレットと同様のセキュリティを確保していただくということも恐らく必要になると思うので、そのあたりの対応もお願いしていきたいというふうに思います。

それと、最後のほうなんですけど、この予約のなされた後の集団接種会場であるとか各医療機関に対して、誰がいつ来ることになっているという予約情報がどのように流れていくのかということが、この資料47-1-1からだと、読み取れないように思っていたんですが、ここはどうなっているんですか。

【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 先ほどのレンタルサーバの件、それから専用のパソコン等が使えるかどうか、これにつきましては、相手方に改めて確認をし、また、要望は伝えていきたいと考えてございます。

先ほどの集団接種会場でのやり取りの結果でございますけれども、こちらにつきましては、先ほども冒頭で少し申し上げました委託という形も検討してございまして、そういった中で、この予約情報システムへの委託も、できるだけ集団接種をやったところからすぐに、国のほうの接種の記録システムのほうの流れと、それから次の予約ができるように、JTBの持っている予約のシステムのほうにつながるようというところで、こちらのほうは、今その枠組みを検討しているところでございまして、集団接種につきましては、スケジュール的にも、まだお伝えすることはできないのですが、次回の審議会のときには、お示しできるように進めていきたいと考えてございます。

【会 長】 今、三雲委員の質問の中に、問い合わせしてほしいとか、こういうふうにしてほしいというような要望的な。これは、そちらで控えていただいて、次回のこの審議会にもう一度報告にお見えになると、こういうことですか。

【ワクチン体制整備担当副参事】 集団接種会場の運営等につきましては、次回の審議会のほう

に付議させること自体は、現在予定しているところでございますので、その結果につきましては、併せて報告させていただきたいと考えてございます。

【会 長】それもそうだけれども、先ほどから幾つか、インターネットの分離とか、何かいろいろあったと思うんですけども、そういうことについて問い合わせられて、その結果報告というのは、どうされるんですか。

【ワクチン体制整備担当副参事】そちらのほうも含めまして、きちんと整理をしまして、次回報告させていただきたいと考えてございます。

【会 長】いいですか。

では、そういうことで、もしご質問があつて、この場で回答を得られないでも、そういう形で次回報告という形にしますので、何でも遠慮なくご質問ください。では、ほかに。越智委員。どうぞ。

【越智委員】確認のご質問なんですけれども、実は、全く今と同じポイントで、私も気になったのですけれども、まずやはり J T Bさんのレンタルサーバですね。J T Bはシステム開発とか、自社開発なので、また、ある意味、安全な中で、それをそのまま自社のサーバではなくて、レンタルのものにするというのは、情報が多いからなのか。新宿区以外の情報も合わせて、やはりレンタルするのかなというのは自然と想定されるんですけれども、つまり、先ほど委員がおっしゃったように、そこをちゃんと区別されて、管理されるのかというのは、確認されたらと思ったのが1つと、そのレンタルサーバと乖離されるのかを確認されたらいいというお話でしたけれども、そもそもどこの会社なのかというところから確認されていたほうが、1つのくぎを刺す意味でもありますし、いいのかなと思いましたので、その辺、そういうお考えがあるかどうか質問したいことと。

あと、もう1つ、再委託先が大日本印刷さんということで、全国レベルの会社さんなので、いろいろなところから受託することは当然想定されていまして、そうしたときに、その本社の社員でできるのかということがありまして、要は、一般的には、大日本印刷さんの、大体子会社さんとかに流していくことが多いと思うんですけども、今回は再委託ということで、ある意味、本社で対応していくということになると思うのです。そうしたときに、そこの社員の方が、全国的な内容のものを社員さんだけで扱うというよりは、派遣なりアルバイトなり、そういった方々をこういった件に採用して扱うということが考えられます。言いたいのは、やはりリテラシーの問題があると思ひまして、当然、情報保護でプライバシーマークをとっている以上は、そう簡単に持ち出せないようには当然してあると思うんですけども、誰が扱うかとい

うのはすごく1つ大事なポイントだと思いますので、実際、そこの再々委託ということは、もちろん契約していないとは思いますが、そのあたり、どのように社員さんたちで対応されるのかということも、把握されていたほうがよろしいのかなと私は思いましたので、そのあたり、どう考えているか、教えていただきたいと思いました。

【会 長】ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】今のレンタルサーバの件、それから、どこのサーバの会社なのか、その確認というところがございますけれども、こちらにつきましては、もう先ほどと含めまして、レンタルサーバの所在地等につきましては、どこまでいっているかという話もあると思うんですけれども、そこら辺は確認いたしまして、報告できる事項につきましては、次回報告させていただきたいと思います。

また、再委託先の大日本印刷での処理にあたっての、例えば派遣であったり、そういったことへの雇用等についての安全保護対策につきましては、これから個人情報の入った接種券等の印刷に入りますので、その前に、改めて社員教育等も含めまして、また、仕様書の確認、それから、特記事項の確認も含めまして、相手方にはきっちり遵守させるように伝えていきたいと考えてございます。

【会 長】越智委員、続きはどうですか。ありますか。どうぞ。

【越智委員】ありがとうございます。今回、新宿区全員が対象ということなので、やはり気をつけるところは、どこまでも気をつけていいのかと思いましたが、ご質問させていただきました。

【会 長】津吹委員、どうぞ。

【津吹委員】私がまだ認識ができていないのかもしれないのですが、2ページの「ワクチン接種の優先順位」というところで、(1)が医療従事者等、(2)が65歳以上の高齢者、(3)がその他ということで、我々の情報として、マスコミなんかから言われているものの中に、既往症の患者さんは優先でということでお聞きしているかと思うんですけれども、それがここにはないことから、多分4ページ以降の個人情報の内容ですね。対象者に係る情報項目のところに、そういった既往症に対する内容ということが出てこない。多分、接種後も、既往症があるから、どういう副反応があったとか、そういうものが情報として、記録として残るのではないかなと思うんですけれども、そういうものが4ページ以降の情報項目に一切出てきていないんですけれども、それは優先順位の中に入っていないから出ていないだけのことなのか、そうではなくて、既往症ということ自身が、優先順位としてワクチン接種の順位の中にもう全

く入っていないから、そこまで考える必要がないんだよということなのか、その点を教えていただければ助かります。

【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 まず、こちらの優先順位のところの記載でございますけれども、(2)の65歳以上の高齢者に続きまして、高齢者施設等の入居者がいらっしゃるんですけども、高齢者施設の従事者、それから基礎疾患のある方、それからワクチンの供給量が十分であれば、60歳から64歳の方という形で、65歳以上の高齢者の方に続く優先順位とした方につきましては、今の方が続きまして、残りはそれ以外の方という形になってございます。

ただ、接種券の発送等につきましては、基礎疾患を有する方が64歳以下の方というところでございます。基礎疾患を有するかどうかにつきましては、事前に把握することができないところでございますので、こちらにつきましては、接種券の発送等は一緒にするかどうかというところで今、考えているところでございます。

項目としての基礎疾患等の情報でございますけれども、こちらは出てくる内容としましては、予診票のところの基礎疾患の内容のほうに反映されるというところでございますので、こちらは1つといたしましては、医療機関での診察のところ、予診票の回答の内容というふうなところで記載をしてございます。

こちらは資料18ページでございますが、こちらのほうの委託に伴い事業者処理させる情報項目の中の最後の項目でございますが、予診での回答内容というところの中に、基礎疾患の方の情報も入ってくるというところでございますので、また、集団接種の会場でのことにつきましては、次回の審議会のほうで報告するというふうに、同じように入ってくるんですけども、医師あるいは接種の健診機関が委託をするということであれば、本審議会にかけたこの委託についてというところで、この予診での回答内容というところでそういった情報が含まれてくるものでございまして、ほかの部分でそういった情報がやり取りをされるということはありません。

【会 長】 どうですか。津吹委員。

【津吹委員】 資料47-5の「(個別接種会場(医療機関)の場合)」というところで、その内容等が、回ったら入ってくるということなのですか。

【会 長】 どうぞ。説明してください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 医療機関で予診をしまして、その結果としまして、記入をされた予診票が区に提出をされるというところでございまして、ただ、医療機関のほうで予診票

の控えを、こちらは診療記録として、医療機関として保管をしなければいけないというところ  
でございますので、予診票のコピーあるいは複写式の予診票の一部を医療機関で保有しまして、  
一部につきましては新宿区に送ってくるというところでございます。

区に送られてきた接種後の予診票については、個別接種会場、集団接種会場いずれにおいても、  
紙の情報をデータ化し、資料47-1-1の左側の紫色の枠内の保健情報システムで管理しま  
すが、膨大な件数になるので、全体統括を行う事業者等に委託することになるかと考えており  
ます。

【会 長】予診票、最初に送るときには、今の質問ですよね。既往症関係の人たちを優先的  
に送るのではなくて、一応65歳以上の高齢者の方に送った中にその人たちが入っているはず  
で、その人たちがコールセンターか医療機関に行ったときに、「自分は既往症があります」と言  
って、それで優先順位が決めてもらえる、こういうことなんですか。

【ワクチン体制整備担当副参事】65歳以上の高齢者につきましては、既往症に関係なく、6  
5歳というところでなります。64歳以下の既往症の方につきましては、事前にこちらのほう  
で把握することができませんので、実際にどういうふうにやっていくかというところにつきま  
しては、検討しているところでございますけれども、事前に、例えばですけれども、基礎疾患  
のある方についての優先枠みたいなものを設けて対応するとか、そこら辺は現在検討してい  
るところでございますが、そういった形でやっていくこととなります。

【会 長】まだ決まっていない。それも次回には報告になるぐらいの日程で進むんですか。  
どうぞ。

【ワクチン体制整備担当副参事】次回報告できるのは、恐らく高齢者の集団接種のところの具  
体的なやり取りが決まる段階でございますので、さらにそこから高齢者の方がある程度終わ  
るところの段階で、今度そういった方が入ってくるというところでございますので、次回の審議  
会の報告のときに間に合うかどうか、申し訳ないですけれども、分からないです。

【会 長】分かりました。津吹委員。よろしいですか。

【津吹委員】はい。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】私も伺いたかったのが、このレンタルサーバというところが非常に、やは  
りあまりこういうことがなかったんで伺いたいんですけど、我々、実際にエンジニアをやっ  
ている人間からすると、レンタルサーバという単語を使うということは、かなり特殊なとい  
うか、これはあまり使わないと思っていまして、通常は、大体こういう案件ってクラウドという

単語を使ってやるんですけれども、これ、多分レンタルサーバと書いてあることは、本当に一般的な、数百円とか千円とかで使えるようなレンタルサーバを使う可能性があるのかなというふうに思いました。この単語というのは、事業者から出てきたものなんでしょうか。

【会 長】レンタルサーバの対応。質問に答えてください。

【ワクチン体制整備担当副参事】私どもの理解では、いわゆる普通のサーバ室をオフィスに自前で持っているわけではなくて、そういったもののサーバを借りて、そこに情報を入れるという形というふうに考えたんですけれども、レンタルサーバということ自体は、私もそこまで深い意味があるかと思って捉えてはいなかったのですが、そこら辺につきましては、改めて、先ほど言ったように、確認をいたします。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】多分、これ、レンタルサーバという単語が向こうから出てきたんだったら、ちょっと危ないかもしれないなという印象を事業者としては受けました。実際にレンタルサーバではなくて、クラウドという単語であれば、まだ理解できるんですけれども、レンタルサーバというのは、基本的にはすごく攻撃しやすいというか、IDやパスワードがあれば、サーバに入れてしまうという体制になっていまして、かなり攻撃に弱いんですね。そういうところを使うと、特に件数が少なければいいんですが、扱う情報の内容だったりとか、今回の事業の性質を考えると、通常、レンタルサーバという単語は、こういう案件では出てこないというふうに思っています。なので、もしレンタルサーバを本当に使っているようだったら、それはやめたほうがいいというふうにお願いしたいと思います。

あと、以前もGoogleのインフラとかを使うとき、話があったと思うんですけれども、できれば、別に議論をする必要はないと思うんですけれども、事業者団体とか、どういうサービスを使うかというのは明らかにしていただいたほうがいいと思います。

あと、1つ気になったのが、この対策のところ、13ページのところに書いてあるんですけれども、ログの管理だったりとか、いろいろなことが書いてあるんですけれども、これもやはりサーバ側のログがちゃんと管理できるかというところがないと、パソコンのログを収集しても、インターネットの話になってくると、あまり意味がないというか、それも意味はあるんですけれども、サーバのログもとらないと、サーバ自体に攻撃をされるというリスクがインターネットだとあるので、そこもとったほうがいいのかなと思ったので、そこはぜひ確認をいただきたいというところです。

そのあたりと、あと、インターネットの場合の端末というか、回線を制限するということは、

これはできる話なので、そこはしっかりやったほうがいいと思うので、その辺も多分確認されていないと思うんですけども、今後チェックいただきたいということを要望して終わりにします。

【会 長】どうぞ。何か。

【ワクチン体制整備担当副参事】今のご要望もございましたので、サーバのログをはじめ、それから、先ほどの言葉の使い方というところで終わる話なのか、そういったことではないということで、そこら辺はきちんと確認をして、対応したいと考えてございます。

【会 長】伊藤委員はもうそれでよろしいということで、ほかにご質問かご意見か。藤原委員。

【藤原委員】資料47-1-1を見て、これ、マイナンバーがある場合とない場合というふうに分けてあるんですけども、マイナンバーのあるなしで、接種の早い遅いというのはどれぐらい生じるというふうに想定されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。どうぞ。

【ワクチン体制整備担当副参事】こちらのほうは接種の早い遅いというところに影響する内容ではございませんで、こちらのほうの接種結果を各自治体で共有するためには、各自治体を持っている情報をつなぐためのキーが必要だということで、マイナンバーが必要です。予約管理システムのほうに流れるマイナンバーなしの情報でございましてけれども、こちら、区内で接種券を発行、あるいはコールセンターの運営等で使うというところがございますので、こちらのほうで早い遅いもないというところがございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】聞いたのは、特別定額給付金のときに、マイナンバーあるなしで対応が変わるかという話があったので、念のためお聞きしたかったということ。

それで、特別定額給付金のときの話を出すと、再委託先がどこで作業をするかというのも問題になったと思うんですね。北海道に行ったり、大阪に行ったり、京都に行ったりとありましたけれども、例えば、大日本印刷が印刷とか封入をしますけれども、これ、実際、作業はどちらでやる予定なんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】こちら、区内でございまして。

【藤原委員】分かりました。それで、あと、再委託期間が令和4年3月31日予定というふうになっていますけれども、それはワクチンの接種状況が遅れた場合は、延長するというのを

想定されているということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】今おっしゃったとおり、ワクチンの接種の進み具合というのは、始めてみないと分からないというところがございますので、実際、これよりもさらに時間がかかるということで、同じ枠組みが必要ということでございましたら、延長という形になります。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】あと、それから、今回委託先を、JTBを選んだということですがけれども、さっきもいろいろ話が出ていましたけれども、これ、選ぶ際には、選定基準と言ったら、大げさな言い方かもしれませんが、いろいろ区の事業を委託する場合、基準があると思うんですが、今回はどういう基準に従って行ったんでしょうか。競争的なもので、これで押しやりしてやったのか、それとも、事実上、随意的なものでやったのか、その辺、選定の経過を簡単にご説明をお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】こちらのほうの事業者の選定にあたっての基準というもの、そのものはないんですけれども、選定の経緯といたしましては、プレゼンテーションを、実質的には1カ月近く時間がかかると。こちらのほうの実際の契約を始めるまでに、実質的に時間ももう1週間ちょっとしかないといったところで、進めなければいけないというところがございますので、随意契約をしたというところがございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】いわゆる随意契約というお話でしたけれども、確かにこれだけの規模の事業ですから、できる会社も限られて、多くはないというお話もあったと思うんですが、いわゆるサウンディング的な、聞き取りみたいなことはされたんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【藤原委員】先ほども少し申し上げました、様々な事業者から提案があったというところがございます。個人情報対策も含め、どれだけ短期間で柔軟に対応できるかというところが重要な点でもございましたので、そちらのほう、様々に聞き取っていく中で、こちらのほうのJTBが、一番対応ができるというところで、この業者を選定したというところがございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】大体何社ぐらい関わったんでしょうかね。



【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 手持ちに、その資料を持ってきてはいないんですけれども、最低でも5社以上はあったと。

【藤原委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。そうすると、浦上委員、どうぞ。

【浦上委員】 聞き逃したかもしれないんですが、1つ確認したいと思ひまして、この一連の流れの中で、接種券番号、これが結構個人個人というか、状況とかを把握していくときに重要な情報になるかと思うんですけれども、こちらを発行する、番号づけをしていく主体というのが区なのか、それとも国なのか、その辺を教えていただければと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 こちらは区でございます。

【浦上委員】 そうすると、区民1人1人違う番号が振られていて、区が違えば同じ番号かもしれないけれども、新宿区であれば、個人が分かるという、そういう感じですか。

【会 長】 ご説明ください。

【ワクチン体制整備担当副参事】 こちらのほうの接種券番号をキーとして、番号をバーコード化したものを読み取って、それを記録システムのほうに反映させて、LGWANで出した情報と突合させて、記録をつくっていくという形になりますので、これは1人につき1つという形になります。

【会 長】 よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。ちょっと時間がかかっているのので、できればお1人だけでもお聞きしますけれども、その程度にして、本件を終了させたいと思いますが、誰か、ご質問、ぜひという方、いらっしゃいますか。

ないようでしたら、本件はたくさんありますけれども、全部報告事項で、国の施策に応じた対応なので、問題自体はあまりないようだから、細かい、いろいろ今日質問が出ましたことにつきましては、次回に、これは今日一応採決しますけれども、次回には必ずご報告いただくということを前提にして、採決したい。

それでは、報告事項ですので、本件、了承ということにしてよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。次回もよろしくお願いいたします。

それでは、次は資料48「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について（手続及び情報項目の追加）」であります。それでは説明される方は資料を確認の上、ご説明く

ださい。どうぞ。

【区政情報課長】本案件につきましては、サービスの所管である情報システム課、それから各事業の所管をしているそれぞれの事業課と出席をさせていただいております。まず、私のほうから全体の説明だけ簡単にさせていただいた後、調査票の説明については情報システム課長より、それぞれの事業等に関して、質疑についてはそれぞれの事業課長が応じるということで進めたいと思います。よろしくお願いたします。

【会 長】まず、発言者は自分の肩書、氏名をしっかりと述べてから、発言してください。どうぞ。

【区政情報課長】まず、資料の確認をさせていただきます。説明に使わせていただく資料ですが、ホチキスどめ、資料48、それからA4横、資料48-1、参考48-1、資料48-2、カラー刷りのものがございしますが、その4種類を使わせていただきます。

資料48、2ページ目をご覧ください。事業内容のところでございますけれども、現在、区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供いたします「東京共同電子申請・届出サービス」、こちらを活用いたしまして、住民票の写しの交付請求ですとか、乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けているところがございます。既存の、登録している手続については、既に48の手続がございます。平成16年度にこのサービスを導入して以降、手続を追加する都度、本審議会に外部結合の諮問、それから、業務委託の報告ということで行わせていただいているところがございます。

既存の48の手続に加えまして、このたび、資料48-1でお示しをいたします5つの手続、それから1つの手続の情報項目の追加を行わせていただくということで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとしたいと考えております。

2ページ目の後段ですけれども、本審議会への付議内容といたしましては、既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、新たな手続及び情報項目の追加を行うという外部結合、それから、そのシステム改修を行うための業務委託になります。

まず、詳細の説明の前に、資料48-1をご覧ください。今回追加を行う手続及び情報項目の追加をする手続の一覧でございます。この表なんですけれども、手続名とそれから担当課、取り扱う個人情報項目が記載してございます。1つ目の区政情報課の「広報新宿個別配達申込」から5番の「選挙の不在者投票用紙等の請求」、こちらの5つについては、新たに登録をする手続でございます。6つ目の「男女共同参画啓発講座等への参加申込」、こちらにつきましては、既に登録をしている手続でございますけれども、取り扱う情報項目の追加がございました。

この表でいきますと、赤字で書かれている項目が追加になっている、このような表になってございます。

それぞれの事業の概要につきましては、恐れ入ります、別紙参考48-1にそれぞれの手続と、それから、その事業内容をお示しさせていただきました。それぞれ別の事業になりますけれども、事業ですとかイベント、あるいは手続で、区民からの申請あるいは応募、申込、そういったものを受けて、事業を実施するという手続になってございます。

資料48にお戻りいただきまして、具体的に外部結合、それから外部結合にあたっての業務委託につきましては、共同電子申請・届出サービスを所管いたします情報システム課長より説明をさせていただきます。

【会長】どうぞ説明ください。

【情報システム課長】それでは、3ページをお開きください。3ページ、外部結合についての表でございます。件名としまして「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について」でございます。登録業務の名称ですが、これは追加する手続については、今区政情報課長から説明がありましたように、資料48-1のとおりでございまして、さらに、結合される情報項目についても、今ご説明しましたこの6業務にあたります。

結合の相手方でございますが、これは東京電子自治体共同運営協議会ということになります。

結合する理由ですが、この2段落目に書いてございます東京共同電子申請・届出サービスを活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となります。そして、区民の利便性の向上を図ることができるため、これを結合していこうということでございます。

結合の形態でございますが、これはこれまでと同じように、LGWAN回線、こちらを利用して、センターのサーバと区のイントラネットの端末を接続してまいります。

開始時期ですが、令和3年4月よりでございます。

情報保護対策としまして、運用上の対策というのをそれぞれ、共同運営協議会の情報セキュリティ方針、それから、新宿区については、新宿区の個人情報保護条例及び新宿区の情報セキュリティポリシー、これらを遵守することということにしてございます。

それから、システム上の対策でございますが、LGWAN回線を利用して、暗号化、それから盗用、改ざん、なりすましを防止するということですが、細かくは、おさらいも含めて、どんな流れなのかというところをご説明させていただきたいと思っております。

カラー刷りになっている48-2という資料をご覧ください。これで流れをまずご説明申し

上げます。左側に青字で「申請者」というところがあります。これ、パソコン、スマートフォン等々でアクセスしてくれたということになります。真ん中の緑のところ、ここは東京共同電子申請・届出サービス、これがあるところというふうにご理解いただきたいと思います。さらに、一番右のところ、これは新宿区になります。

まず、申請をしたいなという方が、パソコン、スマートフォンで、こちらに「インターネット回線」と書いてございます。そこに①「専用サイトから申請」というふうになっております。1番に申請で青字ですね。東京共同電子申請・届出サービスというところに申請をすると。申請をすると、この共同運営のほうから、緑の矢印がでございます。②で申請到達メールというのが新宿区に着きます。新宿区は③として、申請内容の確認だとか、申請受付処理のために、L G W A N回線を通じて電子申請・届出サービスのほうに確認をしに行きます。そうした上で、この共同運営のほうから申請者に対して申請の受付完了というようなメールが届きます。そうした上で、この申請者情報というものを新宿区がL G W A N回線を通じてダウンロードしていく。こういう流れで、申請者が申請したものを、新宿区が安全なL G W A N回線を通じて、安全な回線をもって、その情報をダウンロードしていくというような状況でございます。

それぞれのところで、黄色地に赤字で書いてあるところ、これがそれぞれのセキュリティ対策ですね。不正侵入検知だとか、通知、遮断というところ、I D S / I P Sというようなものについての、ファイアウォールもそうですが、セキュリティ対策を講じていますというところでございます。これが全体的な流れでございます。

恐れ入ります。48の資料にお戻りください。そうした上で、情報保護対策については、以上でございます。

次に、5ページをお開きください。別紙（業務委託）というところがございます。「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る運用管理業務の委託について」というものでございます。登録業務の名称につきましては、この48-1のとおりでございまして、委託先は富士通株式会社でございます。

事業者処理させる情報項目については、先ほどご説明した、48-1でご説明してあるとおりの項目でございます。

それから、委託の理由でございますけれども、東京電子自治体共同運営協議会がこのシステムを構築しております。そのシステムを構築する業者がこの富士通であると。富士通株式会社だということから、富士通に委託しているということになります。

委託内容でございますが、委託内容については、共同運営協議会が提供する東京共同電子申

請・届出サービスの運用管理でございます。

期間でございますが、この4月から1年間。令和4年3月31日までということでございます。

委託にあたって区が行う情報保護対策でございますが、運用上の管理としましては、先ほどと同じでございますが、各それぞれの情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例を遵守するというところでございます。

システム上の対策につきましては、これまでと同じなんですけど、6ページをお開きください。6ページの4番、ゴシックで太字になっているところがあります。これが新たに付け加わったものでございます。ダウンロードした申請情報ファイルは、担当係専用フォルダへ保存するとともに、パスワードを付す。また、ダウンロードした申請情報ファイル内容を申請者一覧ファイルに追加した後は、申請情報ファイルは削除する。さらに、申請者一覧ファイルについては、常時各担当係専用フォルダへ保存するとともに、パスワードを付すことで、特定の職員のみがアクセスできるようにしていくということを、情報セキュリティアドバイザーからも助言をいただいているところでございまして、これについて新たに記載したというところでございます。

その他、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、こちらについてもご覧のとおり、これまでと同じことでございます。

以上、雑駁ではございますが、全体的な説明を終わらせていただきます。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。アドバイザーからは、今、情報システム課長からありましたけれども、申請情報ファイルをダウンロードした後の流れについて助言がありました。各手続の担当課での対応となることから、専用フォルダへの保管やファイルへのパスワード設定など、特定の職員のみがアクセスできるよう、安全管理措置をしっかりと講じることということで、ダウンロードした申請情報ファイルは担当係専用フォルダへ保存するとともに、パスワードを付す。また、ダウンロードした申請情報ファイル内容を申請者一覧ファイルに追加した後は、申請情報ファイルは削除する。さらに、申請者一覧ファイルについては、常時、各担当係専用フォルダへ保存するとともに、パスワードを付すことで、特定の職員のみがアクセスできるようにする。これは共通して運用を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

【会 長】ほかの課から追加説明はないということで、全体の説明も全て終わったという。それでは、今の件につきましてご質問かご意見ございましたら、どうぞ。

形の決まった外部結合、今までも幾つか出てきているんですね。ないようでしたら、これ、外部結合は承認事項ですけれども、その他業務委託は報告事項ですので、特別なご意見がなければ、諮問事項については承認、報告事項には了承ということで、終了してよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで、終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料49『広報新宿』の編集等業務の委託についてであります。それでは資料を確認の上、ご説明ください。どうぞ。

【区政情報課長】まず、資料の確認でございます。説明に使います資料ですが、資料49、こちらはホチキスどめのものになります。それから、A4横、資料49-1、「編集業務に係る個人情報の流れ」というものになります。それから、参考資料を3つつけてございまして、まず、「区民のひろば」の掲載申込書の現行のものが参考資料の参考49-1、こちらが現行の申込書です。参考49-2、こちらが審議会に了承いただいた後に使おうと思っております掲載の申込書の様式になります。最後に、参考49-3、こちらは「広報新宿」の10月25日号の7面を例示でつけさせていただいているものです。以上が説明に使わせていただく資料になります。過不足等ございませんでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】それでは、資料49、1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。事業名は『広報新宿』の編集等の業務委託でございます。個人情報の対象者でございますが、「広報新宿」の記事のうち、「区民のひろば」欄の記事に係る問い合わせ・申込先の担当者の個人情報になります。

事業内容をご覧ください。1番、概要でございます。「広報新宿」の発行にあたりましては、編集業務の一部を印刷問屋の専門事業者に委託して、紙面を作成してございます。現行のところをご覧ください。現行では、紙面を作成する際、各事業課から区政情報課に提出された原稿のデータを、区の職員、区政情報課の職員がレイアウトをした上で、紙面案の電子データを委託事業者に渡し、デザインの業務のみ今行わせております。

参考の49-3をご覧ください。今、こちらに幾つかの記事が載っておりますけれども、例えばデザインの委託の業務といいますと、このイラストをつけていただいたり、文字飾りをつけていただいたり、そういったようなデザインの業務を、現行はお願いしている

ところでは。

また資料の49の2ページ目にお戻りいただきまして、「区民のひろば」の記事につきましては、区民等から提出された掲載申込書、こちら、現行のものが参考49-1になりますけれども、こちらを区職員が個人情報の部分を黒塗りした上で委託事業者にお渡しをして、委託事業者で紙面のレイアウト作業に使えるテキストファイルの形式にデータ起こしをしてもらった上で、委託事業者がデータ起こしをした記事を、また区の職員がレイアウトしているというようなやり方をとっております。

令和3年度から、より見やすい紙面を作成するため、デザイン業務だけではなくて、記事のレイアウト業務をこの専門の事業者に委託をするという予定でございます。「区民のひろば」欄につきましても、的確にレイアウト作業を行えるよう、個人情報を含む掲載申込書、それを事業者提供し、データ起こしからレイアウトまでの業務を一連で行っていただくということで、効率化を図ることとしたいと考えております。

「区民のひろば」につきましては、こちらの米印にも書いてございますが、区民相互の情報交換の欄として、区からのお知らせの記事以外に、区民の方から申込みをいただいて、サークル活動ですとか、そういった催し物の募集を、区民の方が主体で行っていただくという、そういうコーナーを毎号ささやかながら設けさせていただいているようなものになってございます。

2ページ目の下のほう、2番、委託の内容でございます。専門事業者に行わせる委託の内容、大きく4つございます。「広報新宿」の紙面のレイアウト、(2)「区民のひろば」のデータ起こし、テキストファイルの形式に起こすデータ起こし、それから、(3)「広報新宿」のデザイン、(4)で印刷でございます。これまで行っていたものが、(2)の個人情報の取扱いがないデータ起こしと、それから(3)のデザイン業務、それから、(4)印刷については、これまでも行っていたところですが、このたび、令和3年度から(1)のレイアウトとそれから(2)のデータ起こしに個人情報の取扱いが含まれるというようなことになります。

説明が少し長くなってしまいますが、資料49-1をご覧くださいと思います。こちらは「広報新宿内の『区民のひろば』欄の編集業務に係る個人情報の流れ」でございます。対象者が、掲載申込書、こちらは紙になりますけれども、そちらを窓口・郵送・ファクシミリで区政情報課のほうに提出をしていただきます。内容の確認をした後、区政情報課では、イントラのPCに、受付簿に入力をいたします。入力する内容は、真ん中に書いてある対象者情報の内容になります。こちらをした後、④掲載申込書写(写)を委託事業者に、タイミングといたしましては、月3回程度になりますけれども、お渡しをいたします。その際、渡す方法ですけれ

ども、手渡しによる提出、それから受領確認票による授受ということで、きちんと何枚、何件、事業者にお渡しをしたのかということが後々確認できるような確認票を用いたいと考えております。また、掲載申込書のデータ起こしに不要な情報については、切り取りをして事業者に渡そうというふうに考えてございます。

参考の49-2、新年度から使おうと思っている様式をご覧いただきたいと思います。「広報新宿」「区民のひろば」欄に掲載をする内容というのが中段に載っておりますけれども、その下の「申請者」の欄、それから「問合せ・申込先」、こちらの下の2つにつきましては、データ起こしと直接関係がない個人情報になりますので、こちらをばっさり切り落としをしまして、写しのほうを事業者にお渡しをするということで、不要な情報が事業者に渡らないように配慮をしていきたいというふうに考えております。

再び資料49-1をご覧ください。提出をしました掲載申込書を事業者のほうを受けまして、事業者のほうでは、先ほど申し上げましたけれども、テキストファイル形式にデータ起こしをするんですけれども、その作業をしている間、紙については鍵付きキャビネットによるきちんとした保管、それから、データ起こしをしたファイルについては、ID/パスワード認証、それから、ウイルス感染の防止、アクセス制御、ログの記録等々をきちんと実施をしたPCで管理をしていただく予定です。また、黄色い枠の一番下に書いてありますけれども、契約終了後、データについては消去、その消去報告書を提出させる予定でございます。

⑥掲載申込書の返却及び記事データ、USBの提出ということで、こちらで区のほうに戻していただいて、記事内容の確認、それから、渡した際に受領確認票を使いましたので、それによって件数ですとか、戻し漏れがないかどうかというのをきちんと確認したいと思っております。

⑦以降は、戻してもらった記事データをもとに、「広報新宿」の最終的な発行を行っていくということです。

左下に吹き出しがございまして、急な原稿データの差替え等がある場合、窓口でのUSBでのやり取りというようなことを原則にしつつも、メールでやり取りする場合がございますので、その際には、きちんとパスワードを付す、暗号化をするなどの対策を講じていきたいというふうに考えております。

恐れ入ります。資料49の3ページをご覧ください。業務委託の調査票になります。「『広報新宿』の編集等業務の委託について」ということで、委託先については、あかつき印刷株式会社でございます。



業者に処理させる情報項目につきましては、「区民のひろば」欄の記事の問合せ・申込先担当者に係る情報項目といたしまして、氏名と電話番号になります。

処理させる情報項目につきましては、紙と電磁的媒体になります。

委託にあたり区が行う情報保護対策といたしましては、先ほど説明させていただきましたが、委託先とのやり取りをする際は、受領確認票により、受渡しの日時や件数、誰が渡したのかという担当者を明確にしたいと考えております。また、提出した情報は、区に返却を必ずさせる。それから、年度末にはデータを消去し、報告書をきちんと提出をさせていきたいと考えております。

受託先に行わせる保護対策でございますが、4ページをご覧ください。システム上の対策といたしまして、2番でございます。委託先から区に電磁的媒体、USB、あるいは緊急時にメールがございますけれども、提出をする場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。また、委託先のパソコンは、外部のネットワークからの不正接続や外部からの情報漏洩がないよう、きちんとしたファイアウォール、保護対策、それから、ウイルス感染がないようなプログラムを適用させるということを徹底させます。以上のような対策を行い、適正に個人情報を取り扱わせる予定でございます。

雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

【会 長】「広報新宿」って、これ、1枚きりのものですか。それが1年間に何回発行されるのか。どうぞ。

【区政情報課長】毎月3回発行してございまして、1回が基本的には8ページ立てになります。8ページのうち、「区民のひろば」のコーナーにつきましては、大体7面から8面に、毎号載るわけではないんですけれども、およそ毎号1回載ります。年間、広報の発行回数につきましては、お正月号を除きますと、35回発行いたします。

【会 長】それと、今回業務委託するのは、「広報新宿」全体、8ページ全部してもらうのか。この「区民のひろば」だけなのか。いかがですか。

【区政情報課長】説明が分かりにくくて申し訳ございません。委託自体は、広報のレイアウト委託や、デザイン委託や、印刷を含めた全体の業務委託として、こちらに記載させていただいているあかつき印刷をお願いをします。その中の1つに個人情報を扱うデータ起こしが含まれているという、そういう内容でございます。

【会 長】ほかのところは担当課からの原稿で、個人の情報ではないんだ。そういう理解でいいんですか。どうぞ。

【区政情報課長】会長のご指摘のとおりでございます。

【会 長】それでは、質問かご意見ございましたら、どうぞ。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】広報を見ていて気になったのが、今回、名前と電話番号をつけると。場合によっては、ファクスということだと思えるんですけども、ほかのイベントだと、メールアドレスを書いているような、これ、区の情報だと思えるんですけども、あまり個人の電話番号は、050とか、携帯っぽい番号が結構書かれていて、あまりこういうのを載せたくない人がむしろいるのではないかなと思ったんですけども、ここでやはりメールアドレスを載せるというのは、検討されなかったんですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のメールアドレスについては、掲載をしてこなかったということと、現時点ではしないということなんですけれども、今後、これからネットの普及もありますので、インターネットあるいはメールでの問合せ先の表示については、検討課題には今のところなっているところがございますが、現時点では掲載をしていないというようなところがございます。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。個人の電話番号を載せるというのは、結構やはり大変な思いをされる方もいらっしゃるのかなとか、載せたくないという人は多いと思うんですね。私なんか電話番号を書くと、いたずら電話とかですね、僕の立場からして、かかってきてもしょうがないかもしれないですけども、いたずら電話とかが来ると、やはりちょっと嫌な気分になったりもするので、そういう出したくないような個人情報だと思うんですね、電話番号って。だから、なるべくメールアドレスみたいな、あまり精神的にも負担が低いものをむしろ優先的に載せたほうがいいと思っているので、ここはむしろ選択肢を広げたほうが、個人情報の保護とか、出したくない人に無理やり出させる必要がなくなるので、そこは検討していただきたいと。できれば次回から変えてほしいぐらいなんですけれども、ご検討いただきたいと思います。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】すぐに回答は、この場ではできないんですけども、次年度以降の検討課題ということで承らせていただきます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。津吹委員。

【津吹委員】先ほど3ページの運用、委託にあたり区が行う情報保護対策のところ、4番、

年度末にデータ消去報告書を提出させ、消去したことを確認する。基本的に、もう紙媒体になっていますから、データを消去しても、内容は残るというのか、会社のほうにも残ると思うんですけれども、それ以前に、やはり多分区報というのは、半永久的にやっつけていかれると思いますので、それが随意契約ということは、緊張感がないのかなという気がしますので、この期限ですけれども、同様の業務委託を行うと、毎年ずっと、もう半永久的にあかつき印刷に委託をしていくんだよということではなくて、できれば2年とか4年とか、ある程度区切って、そこでやはり競争入札だとか何かということで、そういった情報漏れだとか、いろいろなことを改善する1つの対策にもなると思いますので、そういうものも今後ご検討いただければと思います。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】委託先につきましては、毎年競争入札を行ってございまして、結果として来年度、今年度と同じ事業者になりますけれども、あかつき印刷が落札をしたということでございます。

【津吹委員】分かりました。ありがとうございました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今回、レイアウトについてもお願いするということですが、当然区政に関する情報を発信するという区の立場からすると、どの記事を表にもってくるのか、どの場所に配置するのか、どのサイズにするのかということは、区民に対して区政をどういうふうに理解してもらおうかという、かなり大事な内容になってくると思うんですね。この部分について委託してしまうということについてどういった考え方があるかということと、それからまた、区側としてどういったメッセージを区民に出すのかということと、どういうふうに委託先との間で共有していくのかについて教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今回、追加をしたレイアウト委託につきましては、基本的なやり方といたしまして、各事業課から上がってきた、あるいは区政情報課が起こしたい記事につきまして、例えば、1面にこういう記事を載せる、あるいは2面にはこういう記事を載せるという配分につきましては、区政情報課のほうで采配をいたしまして、レイアウトと言って、ちょっと誤解があったのかもしれないんですけれども、例えば、この面の右上と左上をそろえるですとか、縦長がいいのかとか、横長がいいのかとかという、そういった紙面の中での配置を、今回改めてそういう印刷ですとかデザインのスキルがある業者にその部分をお願いしようということで、

どの面にどういう大きさに出そうかということについては、区のほうで方針を決めて、やり取りをさせていただくということで、誤解を招いてしまったかもしれませんが、そのように考えております。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

何とか議案は全部終了いたしました。何か特別のことがないようでしたら、本日の諮問、報告事項について審議を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、事務局のほうからご発言があれば、どうぞ。

【区政情報課長】今年度の審議会については、本日で最後となります。1年間、本当にご審議いただき、ありがとうございました。

次年度の年間日程表については、本日机上配付をさせていただきました。3年度の第1回目の審議会は、5月19日水曜日、午後2時から予定してございまして、本日と同じこの第2委員会室で開催をする予定でございます。

【会 長】それでは、本日はこれもちまして第10回の審議会を閉会といたします。長時間ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後3時53分閉会